

2014 11/14
相続のいろは

節税策の盲点 ⑧

子を飛び越えて孫に相続する「1代飛ばし」の方法。遺言書が必須なことから「遺贈」と呼ばれる。手間はかかるが、子供や孫の人数が少ない家庭では子どもにだけ相続するより大きな節税効果が得られる場合もある。税理士法人チエスター

孫にも直接相続

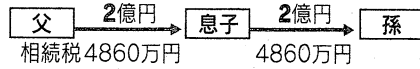
が、評価額5000万円の自宅、5000万円の金融資産に加え、5000万円の賃貸アパートを2棟所有し、息子と孫が1人ずついる男性をモデルに試算した。親が亡くなったときに息子に相続する一次相続と息子から孫への二次相続の税額の合計は9720万円だ。では、父親の財産のうち賃貸アパート1棟を1代飛ばして孫へ遺贈するどうか。息子から孫への相続財産に占める控除の割合が

子が多ければ負担増

財産の一部を孫に遺贈すると節税効果も

・父：2億円の財産(自宅5000万円、金融資産5000万円、賃貸アパート5000万円×2)

通常の相続 合計税 9720万円



賃貸アパート1棟を孫に遺贈 合計税 7963万円



0.5億円 1458万円

※財産の価値は変わらないものとする

大きくなり一次と二次の税負担は計約1700万円減る。孫への遺贈にはたい。(随時掲載)

相続税額が20%上乘せられるが、控除の効果を上回る。節税にならないこともある。相続人となる子の数が多ければ控除の額が大きくなる。この場合、